

第11章 金融サービス章

1. 金融サービス章の概要

本章は、締約国が採用し又は維持する措置であって他の締約国の金融機関、当該締約国の領域内の金融機関に投資する他の締約国の投資家及びその投資財産並びに越境での金融サービスの提供に関するものについて、内国民待遇、最惠国待遇、市場アクセス制限の禁止、行政における透明性の確保といったWTO協定と同種の規律のほか、経営幹部等の国籍・居住要件の禁止、支払・清算システムへのアクセス許可、保険サービス提供の迅速化等の貿易自由化の促進のための規律を定めている。

また、国境を越える貿易、特定の約束、適合しない措置の適合性の水準の低下を防止する制度、金融サービスを所管する当局、一部の締約国に関する経過措置及び各締約国の適合しない措置についてそれぞれ個別の附属書において定めている。

2. 主要条文の概要

○適用範囲（第11.2条）

本章の規定は、公的年金計画又は社会保障制度に係る法律上の制度の一部を形成する活動又はサービス等については、金融機関等との競争を行うことを認める場合を除き、適用しないこと等を規定。

○内国民待遇（第11.3条）

各締約国は、他の締約国の金融機関及び投資家等に対し、同様の状況において自国の投資家及び金融機関等に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること等を規定。

○最惠国待遇（第11.4条）

各締約国は、他の締約国の投資家及び金融機関等に対し、同様の状況においてその他のいずれかの締約国又は非締約国の投資家及び金融機関等に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること等を規定。

○金融機関の市場アクセス（第11.5条）

締約国は、他の締約国の金融機関又は金融機関を設立しようとする他の締約国の投資家について、金融機関の数の制限、金融サービスの取引総額又は資産総

額の制限等を採用し、又は維持してはならないことを規定。

○国境を越える貿易（第11.6条）

各締約国は、内国民待遇を確保しつつ、国境を越えて金融サービスを提供する他の締約国のサービス提供者に対し、附属書に記載する金融サービスを提供することを許可すること等を規定。

○新たな金融サービス（第11.7条）

各締約国は、他の締約国の金融機関に対し、同様の状況において自国の金融機関が提供することを許可する新たな金融サービスを提供することを許可すること等を規定。

○経営幹部及び取締役会（第11.9条）

締約国は、他の締約国の金融機関に対し、特定の国籍を有する個人を経営幹部その他の重要な職責を有する者として任用すること等を要求してはならないことを規定。

○適合しない措置（第11.10条）

第11.3条から第11.6条まで及び第11.9条の規定は、附属書に記載する措置等一定の措置については適用しないこと、ただし、措置の改正が行われる場合には、当該改正の直前における水準を低下させないこと（内国民待遇、最惠国待遇並びに経営幹部及び取締役会）、本協定の効力が生じた日の水準を低下させないこと（国境を越える貿易）等を規定。国別の概要は別添参照。

○例外（第11.11条）

本章等の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置を採用し、又は維持することを妨げられないこと等を規定。

○透明性及び特定の措置の実施（第11.13条）

各締約国は、本章が適用される一般に適用される全ての措置が、合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保すること、一般に適用される規約であって、自国の自主規制団体によって採用され、又は維持されるものを、速やかに公表等することを確保すること、利害関係者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設置すること、締約国の規制当局は、金融サービスの提供に関連する申請を不備なく行うための要件を公に入手可能なものとすること、申請者の要請に応じ、その申請の処理状況を当該申請者に通知すること、及

び他の締約国の金融機関等が金融サービスの提供に関して不備のない申請を行う場合には、120日以内に行政上の決定を行い、申請者に対し速やかに当該決定を通知すること等を規定。

○自主規制団体、支払及び清算の制度（第11.14条、15条）

締約国は、他の締約国の金融機関等による金融サービスの提供者に対し、自主規制団体に参加すること等を要求する場合には、当該自主規制団体が内国民待遇及び最惠国待遇に定める義務を遵守することを確保することを規定。また、各締約国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の領域内において設立された他の締約国の金融機関に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度等の利用を認めることを規定。

○保険サービスの迅速な利用可能性（第11.16条）

締約国は、免許を有するサービス提供者による保険サービスの提供を迅速化するために規制に関する手続を維持し、及び策定することの重要性を認めること等を規定。

○管理部門の機能の遂行（第11.17条）

締約国は、自国の領域内の金融機関に係る管理部門の機能を当該金融機関の本店等又は無関係なサービス提供者（自国の領域内又は領域外のいずれに所在するかを問わない。）が遂行することが当該金融機関の効果的な管理及び効率的な運営にとって重要であることを認めること等を規定。

○紛争解決、金融サービスにおける投資紛争（第11.21条、22条）

金融サービスに係るパネルの構成員は、金融サービスに関する法令又は実務についての専門知識又は経験を有すること、締約国の投資家が、第9章第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定に基づき仲裁に請求を付託し、被申立人が本章第11条（例外）の規定を抗弁として援用する場合には、被申立人の当局及び申立人の締約国の当局は、共同での決定を行うよう誠実に努めること等、金融サービス特有の紛争解決手続につき規定。

○ポートフォリオの運用（附属書）

締約国は、他の締約国の領域内で設立された金融機関が当該締約国の領域内に所在する集団投資スキームに対して投資助言及びポートフォリオの運用サービスを提供することを許可すること等を規定。

○情報の移転（附属書）

各締約国は、自国の領域内外への電子的その他の形態による情報の移転を、他の締約国の金融機関の通常の業務の遂行においてデータの処理が必要とされる場合には、当該他の締約国の金融機関に許可すること等を規定。

○郵便保険事業体による保険の提供（附属書）

いずれの締約国も、郵便保険事業体の一般公衆への直接の保険サービスの引き受け及び提供について、自国の市場において同種の保険サービスを提供する民間のサービス提供者と比較して郵便保険事業体が有利となるような競争上の条件を作り出す措置を採用し、又は維持してはならないこと、郵便保険事業体による保険サービスの提供に関して、民間のサービス提供者による同種の保険サービスの提供について適用する規制及び執行活動と同様のものを適用すること、郵便保険事業体に対し、当該保険サービスの提供に関する年次財務諸表（同種のサービスを提供する株式が公開された民間企業について締約国の領域において適用される一般的に認められている会計及び監査原則等を満たすものとする。）を公表することを要求すること、及び締約国は、パネルが附属書に規定するいづれかの約束と適合しない措置を当該締約国が維持していると認める場合には、申立国に通報し、協議を行う機会を与えること等を規定。

○電子支払カードサービス（附属書）

締約国は、他の締約国の者による当該他の締約国の領域から当該締約国の領域内への支払カード取引のための電子支払サービスを提供することを許可すること等を規定。

○透明性の考慮（附属書）

締約国は、本章が適用される一般に適用される新たな規制を策定するに当たり、その規制案が金融機関の運営にどのように影響を及ぼし得るかに関する他の締約国及び利害関係者の意見を考慮することができることを規定。